

地域産業育成産学連携推進事業

- － 産学連携で取り組む、国資金等獲得に向けたプロジェクト組成を支援する、勉強会、試作、市場調査、事業計画策定などを応援する補助制度 －

平成 29 年度

応募要領

京都府

公益財団法人京都産業 2 1

内容

1 趣 旨	2
2 対象分野	3
3 応募資格（グループ要件）	4
(1) グループ構成機関の要件	4
(2) グループマネージャーの要件	6
(3) グループの代表機関の資格要件	6
4 対象事業、補助率、支援規模、評価基準等	7
5 対象経費	8
(1) 補助対象経費	9
(2) その他の経費	10
(3) 補助対象外経費	10
6 応募手続	11
(1) 応募様式・添付書類	11
(2) 応募受付期間	12
(3) 提出先・相談窓口	12
7 評価方法	12
8 採択・資金支援	12
9 事業の推進、成果等	13
(1) 事業の推進、進捗ヒアリング及び評価	13
(2) 中間報告等	13
(3) 実績報告、完了検査	13
(4) 成果等	13

1 趣 旨

京都府では、すべての地域がその個性や資源を最大限にいかせるような夢のある構想として 15 の「みやこ構想」を提示するとともに、府内 4 つの広域振興局がそれぞれ策定する「地域振興計画」の主要プロジェクトに位置付けています。

その構想のひとつである「京都イノベーションベルト構想（P.13『参考資料』参照）」の地域では、我が国の研究開発をリードする大学や研究機関、世界的オンリーワン企業、高度なものづくり技術を有する中小・ベンチャー企業が多数集積し、産学公住連携により、特区制度や国の競争的資金等を活用しながら、次々とイノベーションを誘発し、京都経済の成長エンジンとなる新事業・新産業を創出しています。

本補助制度では、この地域内に立地する、「けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)」をはじめとする、産学連携拠点における共同研究開発の展開につなげ、新たなイノベーションを創出する研究・開発等を行う、本格的な共同研究開発プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）実施に向け必要な資金支援を、京都府の補助を受けて実施するものです。

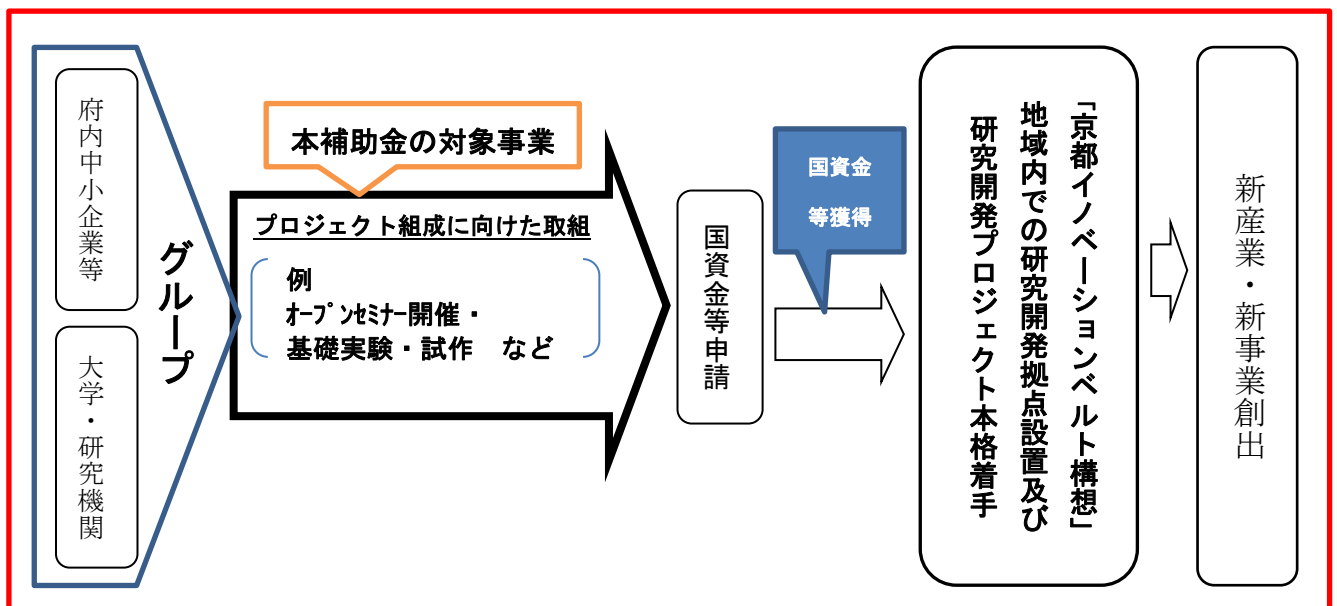
なお、平成 29 年度については、国立研究開発法人理化学研究所がけいはんな学研都市に設置を予定している「科学技術ハブ拠点」と、京都府内（以下、府内という）中小企業や大学等研究機関等との連携による産業応用を目指し、「脳科学」「AI」「iPS」の 3 テーマについて重点支援を実施します。

<参考>

理化学研究所の研究内容等につきましては、下記ホームページをご参照ください。

- ・国立研究開発法人理化学研究所のホームページ <http://www.riken.jp/about/>
- ・内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局「政府関係機関の地方移転」に関するホームページ（京都府と理化学研究所の共同研究の取組に関する年次プラン）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chihouiten/nenji-plan_kyoto2.pdf



2 対象分野

エネルギー・健康医療・食糧・インフラ・教育・文化等が組み合わさった複合的な社会システムであるスマートコミュニティの組成に係る次の①～④の4つの領域が対象となります。

また、この4つの領域をまたがる融合的・複合的な領域やICTを横串とする横断的な領域についても対象となります。

① スマートライフ

地域住民の健康づくり（ヘルスケア、ライフイノベーション）支援までを視野に入れた、安心・安全に支えられた健やかな生涯（スマートライフ）を送ることができる社会の組成に資する研究・開発領域

<例示>

医薬品・医療機器／計測・分析装置／健康器具／高齢者向け補装具・補助具／未病関連 など

② スマートエネルギー&ICT

太陽電池や水素燃料電池に関する新素材等をはじめとするスマートエネルギーに関する研究や、先進的な未来都市創造に向けたICT（情報通信技術）基盤を活用したライフスタイルを実現する研究・開発領域

<例示>

次世代蓄電池／自動走行／多言語翻訳アプリ／スマートグリッド・水素社会関連 など

③ スマートアグリ

先端技術を取り入れた高品質作物栽培技術（次世代型植物工場等）の開発や機能性食品への応用など、日本固有の強みを活かす農業と健康長寿社会の組成に資するための研究・開発領域

<例示>

植物工場／高付加価値野菜／機能性食品／嚥下障害の人にも美味しくて食べやすい病院食 など

④ スマートカルチャー&エデュケーション

蓄積された文化資産等「モノづくり」の保存・継承やアーカイブ化、地域のコンテンツを活用した教育による人材育成など、科学技術と文化の融合と未来社会への新たな価値の創造に資するための研究・開発領域

<例示>

文化財修復技術／地域の課題・特徴を踏まえた文化の継承／留学生向け教育システム など

※各テーマの例示は、あくまでも一例です。幅広いご提案をお待ちしております。

【重点支援テーマ】

平成 29 年度については、上記「2 対象分野」に関する要素技術として、特に下記の(ア)～(ウ)のいずれかに取り組む、理化学研究所を含む(又は助言等を希望する)グループに対して重点支援を行うこととします。

(ア) 脳科学

- ① 「脳の機能」「脳の発達」など、様々な「脳」に関する研究シーズを商品開発やビジネスモデルの開発にあたって、活用を目指すもの
- ② 理化学研究所・京都府・(公財)京都産業 21 が進める「子どもの能力開発・脳科学研究プロジェクト(※3)」の趣旨・目的との関連性が認められるもの

(イ) A I

(ウ) i P S

i P S 細胞の作製、医薬品への応用、新たな医療技術の確立やこれらに使用する器具・装置等を含むさまざまな研究開発

※3 「子どもの能力開発・脳科学研究プロジェクト」

【趣旨・目的】

- ◆ バーチャル・リアル体験が一つになった多彩な体験型イベント等を実施する拠点「けいはんな K I D S ステーション」(仮称)を「けいはんなオープンイノベーションセンター(K I C K)」に設置し、「学び」「ものづくり体験」「遊び」等を通じて、子ども達に夢と感動を与え、創造力・コミュニケーション能力や教育水準の向上等に寄与していく。
- ◆ 更に、この拠点では大学等研究機関や関連企業との連携により、子どもの成長・発達等のプロセスを脳科学解析等により明らかにしていくことを目指した多彩な研究事業を進め、革新的な教育プログラムの研究、関連の先端機器や教材の開発、教育ビジネスの展開等に繋げていく。

3 応募資格(グループ要件)

本事業には、プロジェクトの実施に向けて、原則として「京都イノベーションベルト構想」の対象地域内で共同研究開発を実施する意思のある共同研究開発グループ(以下「グループ」という。)が応募できます。

※ グループの立ち上げを予定している企業や大学等研究機関が単独で応募することも可能です。ただし、応募内容について採択を受けた場合、補助金の交付申請日(採択通知から最大1ヶ月程度を目安)までに「京都府内に本社及び拠点を置く中小企業又はNPO法人」及び「大学等研究機関」の両方が最低1者ずつグループに参画していることが必須となります。(応募時点において参加企業、大学等研究機関は「予定」でも可能です。)

(1) グループ構成機関の要件

グループを構成できる機関の要件は以下のとおりとします。

- ① 府内に本社及び拠点(※4)を置く中小企業(※5)等<必須>

京都府内に本社及び拠点を置く中小企業又はNPO法人の参画を必須とします。ただし、府外への本社等の移転や今後移転の検討を開始することが明確な場合は、府内に本社等を置

く中小企業の参画とは認められません。

② 大学等研究機関<必須>

大学等研究機関（※6）の参画を必須とします。

なお、「重点支援テーマ」については、採択後、理化学研究所の研究者等がプログラムアドバイザーとして助言等協力いただくという形態をもって、グループ形成しているものと認めます。

③ 府内に本社又は拠点を置く企業

①以外の企業で府内に本社又は拠点があるものを指します。中小企業、大企業の区分は問いません。ただし、次項（3）に掲げるグループの代表機関になることはできません。

④ その他の企業

①又は③に該当しない、府外の中小企業・大企業も参画できます。ただし、次項（3）に掲げるグループの代表機関になることはできません。

※4 拠点 … 本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する支店、営業所、事業所、研究所等をいいます。原則として、会社の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控が必要です。

なお、本社と研究所等が同一所在地である場合は、「本社及び拠点を置く」ものとみなします。

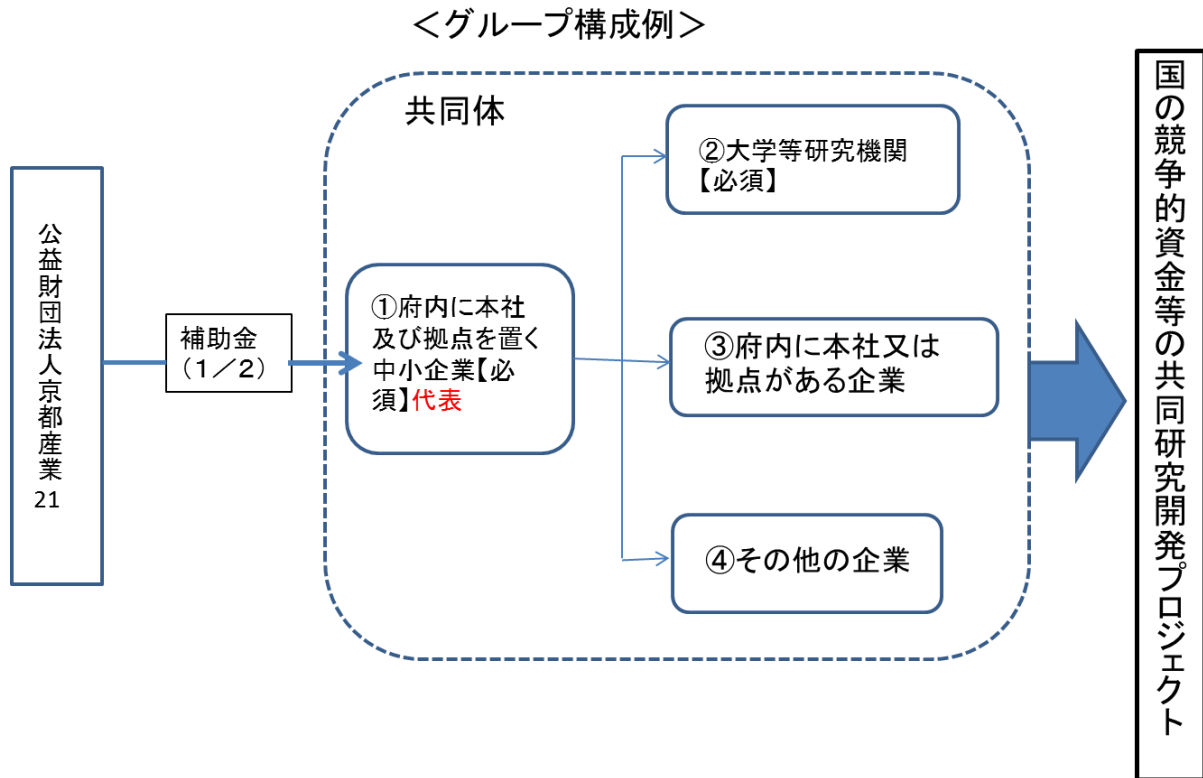
※5 中小企業 … 下表に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社）及び組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合）をいいます。

ただし、みなし大企業（発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社）は大企業に分類します。

主たる事業を営んでいる業種	<資本金基準> 資本金の額又は 出資の総額	<従業員基準> 常時使用する 従業員の数(※)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(※)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない

※6 大学等研究機関 … 大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発を行っている独立行政法人及び公益法人のことを指します（その他、(公財)京都産業21が特に適当と認める場合を含みます）。



- 構成企業等は、業種・業態に制限されることなく、多様なグループ形成が可能です。
- 構成企業等各者が主体的に本事業に取り組み、その成果・効用を自社及び他の構成企業等が利活用できるよう努めてください。

(2) グループマネージャーの要件

グループには、グループマネージャーを置くことが必須です。

グループマネージャーは本事業の実施等を総括する役割を担い、本事業の実施等において責務を有する者とし、上記(1)に掲げる①～④のいずれかのグループ構成機関に所属していることが要件となります。

なお、必ずしも次項(3)に定める「グループの代表機関」となる中小企業等又は大学等研究機関に所属する方である必要はありません。

(3) グループの代表機関の資格要件

前項(1)①～②に該当する方のうち、以下の要件を満たす中小企業等又は大学等研究機関がグループの代表機関となり、当該事業に応募してください。

- 代表機関はグループの構成機関相互の関係を調整し、事務的管理及び本事業の成果を活かしプロジェクトを組成するための体制を整備することが必要となります。
- なお、補助金については、(公財) 京都産業 21 からグループの代表機関に交付しますので、その他の構成機関に対しては代表機関から適切な方法により分配してください。
- また、補助事業実施期間中でも上記の要件を満たさなくなった場合、採択の取り消しや支援を中止することがありますので注意してください。

(整理表)

区 分	本社の所在地 (本店登記)	支社(研究所、工場 等研究遂行拠点)	代表機関としての資格
中小企業・NPO 法人	京都府内	京都府内に拠点 有	○
		京都府内に拠点 無	×
	京都府外	京都府内に拠点 有	×
		京都府内に拠点 無	×
大学等研究機関	—	—	○

※法人格のない個人事業者についても中小企業の参画とみなします。

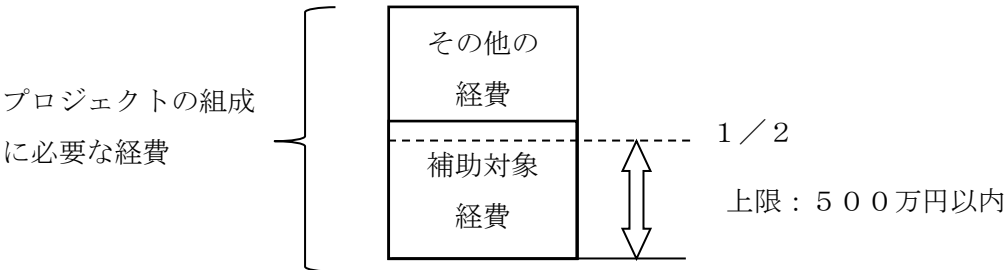
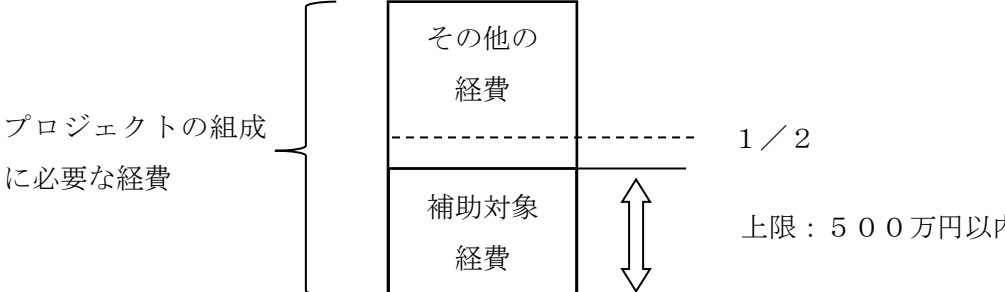
※京都府内本社内に研究遂行拠点がある場合は、「京都府内に拠点 有」とみなします。

以下に該当する者は応募資格がありません。

① 不正経理・受給及び税の滞納等がある場合	国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合は原則応募資格がありません。
② その他	次のいずれかに該当するときは対象となりません。 ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき(一部例外は除く)。 イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。 ウ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。 エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 キ 本社又は事業所の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき。

4 対象事業、補助率、支援規模、評価基準等

対象事業	オープンセミナー・研究会等の開催や基礎実験等の実施など、プロジェクトの組成のための取組(研究会・シンポジウム開催、試作品の製作・テスト、市場調査・住民向けアンケート等)
対象期間	補助金交付決定日から12ヶ月間。 注)原則として、補助対象期間内に発注・契約、納品・支払を完了することが必要です。なお、事業遂行上やむを得ない場合に限り、例外として補助金交付決定日より前に事業着手することを認める場合があります。その場合でも事前着手ができるのは、平成29年5月1日以降です。

<p>補助率</p>	<p>プロジェクトの組成に必要な経費※の 1 / 2 以内 (千円未満切捨) ※プロジェクト組成に必要な経費 = 「補助対象経費」 + 「その他の経費 (府外企業負担分)」</p> <p>< 資金支援規模の例示 ></p> <p>下図、\updownarrow の部分が、補助金交付金額となります。</p> <p>○ 「補助対象経費」がプロジェクトの組成に必要な経費の 1 / 2 を超える場合</p>  <p>○ 「補助対象経費」がプロジェクトの組成に必要な経費の 1 / 2 を超えない場合</p> 
<p>支援規模</p>	<p>補助対象経費に対し 1 グループ当たり 500 万円以内</p>
<p>採択予定</p>	<p>10 件程度 平成 29 年度については、少なくとも 3 件程度は理化学研究所を含む産学連携グループ組成に対する重点支援を行います。(「重点支援テーマ」の (ア) ~ (ウ) の各テーマにつき 1 件程度)</p>
<p>評価基準</p>	<p>次の基準に基づき、事業終了後の国資金等の獲得の見込みも含め、総合的に評価します。</p> <p>(i) 目標設定の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部環境の変化のスピードを踏まえた技術等の有用性・可能性 当該技術シーズやシステム等が世の中に与えるインパクトの高さ 新事業・新産業の創出への発展可能性 対象領域 4 分野の趣旨との整合性 <p>(ii) 技術シーズ等の革新性・優位性</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該技術シーズやシステム等の市場における革新性・優位性 <p>(iii) プロジェクト組成の実現性</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施体制及びプロジェクトの組成の実現性 補助事業実施計画の妥当性 <p>(iv) 地域経済活性化への貢献度</p> <ul style="list-style-type: none"> イノベーションベルト構想の地域における科学技術及び産業振興への貢献度 <p>※上記のほか、「重点支援テーマ」については、各テーマ(「脳科学」「AI」「iPS」)との親和性等について評価の上、重点支援の優先度を考慮します。</p>
<p>その他</p>	<p>採択後、グループ構成メンバー間で原則として共同(受託)研究契約を締結していただきます。</p>

5 対象経費

(1) 補助対象経費

グループ構成機関が負担した本事業活動に直接関係する経費のうち、府内に本社・拠点を有する企業等及び大学等研究機関が負担した以下の項目を基本とします。

費 目	説 明
① 旅費	事業活動に必要な旅費・交通費（「構成メンバー」が本事業取組の為に必要な旅費に限る。）等。
② 直接人件費	<p>補助対象事業の遂行に直接関与する者が本事業の取組に従事する時間に対応する人件費（「構成メンバー」が本事業に取組むために必要な人件費に限る。）</p> <p>※研究補助員等、臨時的に雇い入れた者の賃金も対象となります。</p> <p>※小規模事業者(製造業その他：従業員 20 人以下、商業・サービス業：従業員 5 人以下)以外の役員の人件費は対象となりません。</p> <p>※国や地方自治体からの運営費交付金や私学助成等により人件費が措置されている大学教職員・研究機関職員の人件費については、対象となりません。</p> <p>※時間単価は 2,000 円を限度とし、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と比較して低い方（所定外労働時間は対象外）とします。</p>
③ 材料費・消耗品費	事業実施に直接要する資材・部品・消耗品等の購入に要する経費等
④ 備品購入費等	<p>機械装置及び設備・備品の購入・リース料・割賦料、機械装置及び設備・備品の製作・改造・使用に要する経費等</p> <p>※上記と一体的に発注するもの（ハード・機械装置等の設計費、機械装置等と一体となるソフトウェア購入費等）も含む。また、事業実施に必要不可欠な機能・規模と認められるものに限りします。</p> <p>※リース料又は割賦料は、契約期間が補助対象期間を超える場合、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみが補助対象経費となります。</p>
⑤ 外注・委託費	<p>自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費、</p> <p>要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上での外部への製造委託等に要する経費（但し、補助対象事業の核となる要素すべてを委託することはできません。）、大学との受託(共同)研究費、市場調査、デザイン料、システム(プログラム開発)、ホームページ (web サイト) 制作等</p>
⑥ その他直接経費	<p>会議費（講師や専門家等への謝礼金、視察のための経費、外部のセミナー・講習会の受講料、会議や講演などを開催する際の会場や備品等の利用に要する経費）、</p> <p>広告料、パンフレット・リーフレット等の作成費、知的財産権の導入・出願等に要する経費、通訳料、翻訳料、試験費、ソフトウェア購入費、展示会出展費用、</p> <p>上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費</p> <p>（但し、数量が個別具体的に把握可能なもののみとします）</p>

<補助対象経費に関する留意事項>

○ 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税は補助対象外とします。（「(3) 補助対象

外経費」参照のこと。)

- グループ構成機関間での発注や外注を行った場合は、原則として補助対象経費には認められません。いわゆる親会社・子会社等についても同様です。
- 提案に当たっては、必要経費について可能な限り精査した額を計上してください。必要額を超えた積算をしている場合は、評価上マイナスとなることがあります。
- 機械装置等の導入については、使用頻度、必要性、税負担や維持管理コストも考慮の上、調達方法(リース又は購入)を十分検討して費用を計上してください。
- 物品費に充てる自己負担分の原資についての制限はありません(国から大学に対する運営交付金や私学助成等を原資として差し支えありません)
- 理化学研究所のプログラムアドバイザーに係る活動経費は補助対象となります(直接人件費は除く)。

(2) その他の経費

府内に本社及び拠点を有しない企業等がグループの構成員となっている場合に、当該企業が本事業実施のために負担した、前項(1)に係る経費。

※「府内に本社及び拠点を有しない」場合とは、登記簿謄本等に本・支店等が京都府内に所在する旨の記載がないことを指します。

(3) 補助対象外経費

補助対象外経費の例は以下のとおりです。

- ・ 文房具などの一般事務用品
 - ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、顧客データベース、総務財務システムなどのソフトウェア資産)の購入費
 - ・ 建物等施設の建設・改築、不動産取得に関する経費
 - ・ 既存の建物・設備等の解体費・処分費
 - ・ 本事業実施期間中に発生した事故、災害の処理のための経費
 - ・ 特許維持費・商標権、電話加入権
 - ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
 - ・ 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
 - ・ 補助金の申請・報告等の書類作成・送付にかかる費用
 - ・ 調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費
 - ・ 設備投資に伴う社内人件費・旅費
 - ・ 労務費、借入に伴う支払利息、公租公課(消費税等)、建物登記費用・官公署に支払う手数料等(京都府が設置する試験研究機関に対する支出も含む)、振込手数料
 - ・ 地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
 - ・ 華美なもの(必要以上に高価な什器、美術品等)
 - ・ 販売(テスト販売を除く)を目的とした製品、商品等の生産に係る経費、製品の販売を目的としたコンテンツ自体の制作費用
 - ・ 料理などの飲食及び贈答のために購入する土産物に係る経費、接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
 - ・ 公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費等
- ※不明点がある場合は事前にご相談いただきますようお願いいたします。

<その他留意事項>

○法人税法第 42 条第 1 項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としていますが、本補助金は対象外となりますのでご注意ください。

6 応募手続

(1) 応募様式・添付書類

ア 本応募要領、様式等については、(公財)京都産業 21 ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.ki21.jp/josei/chiikisangyou/h29/>

イ 提出するのは、各書類 2 部 (1 部は写し)、CD-R 等 1 枚 (応募様式の内容が全て記録されたもの) とします。

提案書は、A4 判、片面印刷で提出してください。記入は内容の正確を期すため、Word、Excel を使用し、判読し易く作成し、日本語で作成してください。

ウ 提出された書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、企業の秘密は保持します。なお、提出された書類等の返却はいたしません。

エ 提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、ご注意ください。

オ 応募書類を受領した後、必要に応じて応募内容を補足する資料の提出を求めることがあります。

		正副各 1 部 (CD-R 1 枚)
作成 書類	<input type="checkbox"/>	①チェックシート (★) (【本様式】 : 1 枚)
	<input type="checkbox"/>	②提案書 (表紙) (★) (【様式 1】 : 2 枚以内)
	<input type="checkbox"/>	③補助事業実施計画書 (★) (【様式 2】 : 6 枚以内)
(★原本)	<input type="checkbox"/>	④グループマネージャーの概要 (★) (【様式 3】 : 必要枚数)
	<input type="checkbox"/>	⑤所要額の内訳書 (★) (【様式 4】 : 1 枚)
	<input type="checkbox"/>	⑥企業概要、決算状況 (★) (【様式 5】 : 必要枚数)
	<input type="checkbox"/>	⑦CD-R 等 応募書の内容がすべて記録されたもの (1 枚) ※①～⑥の全てが記録されたもの。Word、Excel で保存。
添付 書類	<input type="checkbox"/>	⑧特許の出願書類の写し (該当する場合のみ)
	<input type="checkbox"/>	⑨企業の法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書。発行後 3 ヶ月以内のもの) (★)
	<input type="checkbox"/>	⑩納税証明書 (府税に滞納が無いことの証明書。発行後 3 ヶ月以内のもの) (★) <u>補助金交付を希望する企業のみ</u>

(★原本)	□	⑪直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書）の写し、又は直近1期分の確定申告書の写し ・白色申告の場合：確定申告書(第一表、第二表)、収支内訳書 ・青色申告の場合：確定申告書(第一表、第二表)、青色申告決算書 ※ 創業1年未満の場合は、確定申告書の写し1期分又は税務署への事業開始届の写し等を1部添付してください。 (補助金交付を希望する企業のみ)
※グループの構成員である各企業についてのみ要提出		□

(2) 応募受付期間

応募受付期間は次のとおりです。

平成29年5月15日（月）～8月24日（木）午後5時必着（郵送又は持参）

→採択決定：11月頃（予定）

(3) 提出先・相談窓口

相談窓口 提出先	(公財)京都産業21 イノベーション推進部 産学公住連携グループ 電話 075-315-9425 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内
-------------	---

7 評価方法

外部有識者等で構成される評価委員会（非公開）において、書面及びプレゼンによる評価等を実施します。

8 採択・資金支援

(1) 採択結果については、(公財)京都産業21のウェブサイトで公表するとともに、(公財)京都産業21から文書でグループの代表者へ通知します。(公表内容については、あらかじめ各グループにご確認いただき、了承を得た内容とします。)

(2) 採択されたグループの代表機関からの補助金交付申請に基づき、補助金を交付決定します。

なお、事業採択及び補助金交付決定により必ずしも資金支援額が確定するものではありませんので注意願います。

(3) 支払は精算払を基本としますが、必要に応じて概算払を請求することができます。請求額は採択後に計画を基に個別協議の上決定します。

なお、直接人件費に関してはすべて精算払とします。

(4) その他留意事項

ア 事業の適正な進行管理を図るため、本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の

投入にふさわしくない資金使途が判明した場合は、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。

イ 採択案件は、提案グループとの事前調整を経た上で、プレス発表など必要に応じて提案内容等を公表する場合があります。

ウ 採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年度から 5 年度間は保存しなければなりません。

エ 補助金により取得した設備等の所有権は、グループの構成機関に帰属することとなります。事業の終了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその効果的運用を図ってください。

なお、購入した機器類、商品開発における試作品等は、補助事業以外の目的には使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保等に供し、又は処分することはできません。また、事業終了後に生産設備としての利用すること等は、予め(公財)京都産業 2 1 の許可を得ることで可能です。

9 事業の推進、成果等

(1) 事業の推進、進捗ヒアリング及び評価

事業期間中、(公財)京都産業 2 1 のコーディネータ等が課題解決に係る情報提供・助言・マッチング、広報など、目標の実現に向けたきめ細やかな支援を行うとともに、進捗状況等の確認を行います。その際、事業計画の状況報告を求めるほか、国資金等の獲得状況等をお聞きする場合がありますので、ご協力願います。

また、中間期及び終了時における進捗状況等の確認に当たっては、事業内容等に応じて専門的知見を求め、外部有識者等で構成される意見聴取会等で報告を行っていただくことがありますので、ご協力願います。

これらの確認・報告等の結果、事業計画の大幅な変更が認められる場合や計画全体の大幅な遅延等が予測される場合には、支援継続にあたり計画変更を求める場合や、資金支援の打ち切り、支援金額の減額がされることがありますので、ご留意ください。

(2) 中間報告等

補助事業実施期間の途中で中間報告書を提出していただきます。また、中間報告書をもとに中間検査を実施します。(別途、事前連絡します。)

申請内容の計画変更が認められる場合や計画全体の遅延等が予測される場合には、事業変更承認申請書を提出していただいた上で、必要に応じ、評価委員会を開催し、変更内容の妥当性や支援継続の可否について評価を行う場合があります。

(3) 実績報告、完了検査

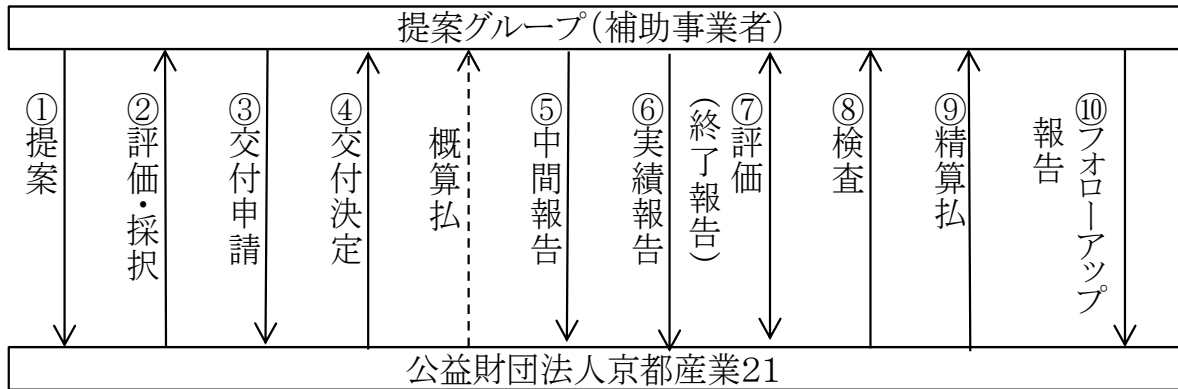
補助事業終了後に速やかに実績報告書を提出していただきます。
また、実績報告書を元に完了検査を実施します。

(4) 成果等

補助事業の実施により発生した特許権等の知的財産権、成果の帰属先は、以下の全ての項目を遵守していただくことを条件に、提案(申請)者とします。

ア 知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく(公財)京都産業 2 1 に報告すること。

イ 相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、(公財) 京都産業 21 が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。



【参考資料：京都府「みやこ構想」より抜粋】

※全文は京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/kikakuri/ji/miyako.html> をご参照ください。

「京都イノベーションベルト構想」

地域の企業間の連携を進め、高度な技術と国際的な競争力を備えた製品開発等を重点的に支援し、京都経済の牽引エリアとしての一層の成長を促進します。

<目標像>

人口当たり日本一の大学設置数を誇る京都の特性を最大限いかし、京都市域から関西文化学術研究都市に至る地域にベンチャーから中小中堅、大企業まで、絶え間ないイノベーションに取り組むものづくり企業が数多く進出・立地し、次代の京都経済・産業を牽引する地域として発展していること

<重点事業>

○R&D 志向の企業・研究機関の誘致

世界水準の大学・研究機関や IT 関連を中心とした最先端のハイテク企業、独自のものづくり技術を有する多様な中小企業の集積をさらに厚みのあるものにしていくため、日本貿易振興機構 (JETRO) との協定効果もいかしながら、欧米をはじめとする海外の R&D 志向の企業や研究機関を積極的に誘致

○世界最速時間による基礎研究成果の実用化

世界に開かれたオープンイノベーション拠点として再生する「けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)」や、試作産業の産学官連携拠点等をフィールドとして、優れた研究者等が最大限能力を発揮できるハード・ソフトの研究環境を整備し、基礎研究成果を世界最速時間で実用化

「学術研究・未来の都構想」

関西文化学術研究都市において、世界レベルの情報や環境、健康 (医療)、農業 (食) に関する科学技術の粋を結集し、科学技術と生活文化が融合した新たな都市を創造します。

<目標像>

情報、環境・エネルギー、健康・医療等の分野における研究機関等が数多く立地し、最先端の科学技術やシステムを社会・生活に取り入れた未来都市が形成されているとともに、地域のエネルギー利

用の最適化を図るマネジメントシステムの導入が進み、世界の環境・エネルギー問題の解決に貢献するモデルとして国内外に発信されていること

<重点事業>

○安心・安全スマートライフ未来都市づくり

家庭等におけるエネルギーの最適利用システムや健康管理システムなど、ICT を活用した最先端のシステムを開発し、関西文化学術研究都市内の各家庭等に実際に配備することにより、次世代のスマートライフのモデル都市を形成

○学術・文化のオープンイノベーション拠点の構築

「けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)」を世界に開かれた学術・文化のオープンイノベーション拠点として再生し、情報、環境・エネルギー、健康・医療等に関する世界水準の研究開発拠点にしていくとともに、文化財の保管・修復・デジタルアーカイブ拠点としても有効活用